

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和7年8月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		准看護師によるサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総統計画未策定減算	通所サービス利用時の調整(1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	×98/100	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前に 14日以上 ターミナル ケアを行った 場合 1月につき +2500単位
		要介護2 (9,720 単位)											
		要介護3 (16,140 単位)											
		要介護4 (20,417 単位)											
		要介護5 (24,692 単位)											
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)											
		要介護2 (12,413 単位)											
		要介護3 (18,948 単位)											
		要介護4 (23,358 単位)											
		要介護5 (28,298 単位)											
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)												
	要介護2 (9,720 単位)												
	要介護3 (16,140 単位)												
	要介護4 (20,417 単位)												
	要介護5 (24,692 単位)												
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989 単位)												
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)												
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567 単位)												
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764 単位)												
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1日につき +30 単位)												
ホ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能(イ(2)を算定する場合のみ算定)	(1回につき +600 単位)												
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200 単位を加算)												
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800 単位を加算)												
	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100 単位)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200 単位)												
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90 単位)											
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120 単位)											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3 単位)											
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4 単位)											
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1回につき +50 単位(1月に1回を限度))												
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750 単位)											
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640 単位)											
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350 単位)											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22 単位)											
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18 単位)											
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6 単位)											
ル 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)												
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)												
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)												
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)												

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算出の際、当該減算前の単位数を算入

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計	-1/100	-1/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)							

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (572 単位)									
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)									
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
タ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×149/1000)									
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×146/1000)									
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×134/1000)									
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×106/1000)									

注 所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の高数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
		要介護2 (801 単位)											
		要介護3 (824 単位)											
		要介護4 (841 単位)											
		要介護5 (859 単位)											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (753 単位)											
		要介護2 (788 単位)											
		要介護3 (812 単位)											
		要介護4 (828 単位)											
		要介護5 (845 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	-1/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜勤を行う職員の高数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
		要介護2 (829 単位)											
		要介護3 (854 単位)											
		要介護4 (870 単位)											
		要介護5 (887 単位)											
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (781 単位)											
		要介護2 (817 単位)											
		要介護3 (841 単位)											
		要介護4 (858 単位)											
		要介護5 (874 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)										
ホ 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算) (2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算) (3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算) (4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を加算)										
ヘ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ト 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
ヌ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
タ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
ソ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヅ 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)										
注			注 所定単位数は、イからソまでにより算定した単位数の合計										

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	事業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者科禁止措置未実施減算	業務締結計画未策定減算	減少サービスに対する減算	付テラ小・体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の要介護高齢者に対する要介護の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により開始に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)		
イ	看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,481単位) 要介護4(27,798単位) 要介護5(31,408単位) 要介護1(11,214単位)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(15,891単位) 要介護2(22,057単位) 要介護3(25,017単位) 要介護4(28,299単位) 要介護1(571単位) 要介護2(639単位) 要介護3(799単位) 要介護4(773単位) 要介護5(839単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位 -30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ	短期利用居宅介護費(1日につき)															
ハ	初期加算(イを算定する場合のみ算定)															
ニ	認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき 760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき 460単位を加算)														
ホ	認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間で上限))														
ヘ	要介護認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)														
ト	栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)														
チ	栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を上限))														
リ	口腔ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を上限)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を上限))														
ス	口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を上限)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき +180単位(月2回を上限))														
ル	退院時方向指添加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)														
フ	緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 774単位を加算)														
ク	特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)														
カ	専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250単位を加算)														
キ	ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,500単位を加算)													注 死亡日及び死亡日前14日以内に日以上ターミナルケアを行った場合	
コ	遠隔地で診断補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(150単位を加算)													注 主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	
ケ	看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)														
ク	訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)														
コ	総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 800単位を加算)														
カ	看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)														
チ	排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)														
チ	科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)														
ム	生産性向上推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき 10単位を加算)														
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)														
介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき 10所定単位数×149/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき 10所定単位数×146/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき 10所定単位数×134/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき 10所定単位数×106/1000)														注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計	

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額単位の算定の際、イ(1)の単位数を算入

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			施設者数が 額定員を超える 場合	従業員数が 基準に満た ない場合	身体拘束禁止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	過少サービスに 対する減算	特別地域介護 予防小規模多 機能型居宅介 護加算	中山間地域等 における小規模 事業所加算	中山間地域等 に居住する各 へのサービス提 供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅 介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して 行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要支援2 (6,972 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場 合	要支援1 (3,109 単位)										
		要支援2 (6,281 単位)										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)											
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 250単位を加算)										
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 210単位を加算)												
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 120単位を加算)												
ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×149/1000)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×146/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×134/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×106/1000)											

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限後)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限後)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
レ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×186/1000)	注 所定単位数は、イからタまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×125/1000)											

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。